

新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言発令への弊社対応について

弊社では新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年2月より、従業員に対する時差出勤、国内外出張の制限、在宅勤務などの施策を実施してまいりました。

4月7日に日本政府より新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。弊社では、感染リスク拡大を極小化することを目的として、4月11日(土)から5月6日(水)まで、弊社従業員を原則在宅勤務とさせていただくこととなりました。

なお、現在実施中の制作業務、スタジオ業務などにつきましては、お客様とご相談の上、順次スケジュールの変更・延期などの措置を取らせていただく予定です。

今回の対応により、お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

2020年4月9日
ソニーピーシーエル株式会社